

第105期 決算公告

平成23年6月29日

千葉市中央区千葉港1番2号

株式会社 千葉銀行

取締役頭取 佐久間 英利

貸借対照表(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	569,198	預金	9,138,396
現預金	125,992	当座預金	175,434
預け金	443,206	普通預金	5,078,354
一口	50,000	貯蓄預金	242,828
先勤定	9,996	通知預金	6,330
入金債権	28,459	定期預金	3,479,875
特取引資産	284,217	その他の預金	155,572
商品有価証券	9,061	譲渡性預金	171,586
特定金融派生商品	26,889	コールマネー	23,797
その他の特定取引資産	248,266	売現先勤定	14,998
金銭の信託	25,729	債券貸借取引受入担保金	50,776
有価証券	1,920,351	特定取引負債	26,668
国債	866,913	商品有価証券派生商品	13
地方債	323,250	特定金融派生商品	26,654
株式	264,965	借用金	255,810
その他の証券	141,608	借入金	255,810
貸出証券	323,613	外国為替	480
引手形	7,371,452	売渡外国為替	435
証券	22,620	未払外国為替	44
座金	170,692	社債	40,000
外為替	6,572,872	その他の負債	67,797
外国為替	605,267	未決済為替借	6
外買入外国為替	3,034	未払法人税	12,013
取立外国為替	2,156	未払費用	12,620
その他の資産	190	前受収益	2,707
未決済為替	686	金融派生商品	17,862
未払費用	57,553	資産除去債務	227
未払取入	814	その他の負債	22,359
先物取引差入	93	退職給付引当金	18,747
先物取引差金	11,297	睡眠預金払戻損失引当金	950
金融派生商品	46	ポイント引当金	808
その他の資産	12	再評価に係る繰延税金負債	15,158
有形固定資産	16,115	支払承諾	75,415
建物	29,174	負債の部合計	9,901,391
土地	91,028	(純資産の部)	
建設仮勘定	20,971	資本剰余金	145,069
その他の有形固定資産	63,086	資本準備金	122,134
無形固定資産	2,292	利益剰余金	323,197
ソフトウェア	4,678	利益準備金	50,930
その他の無形固定資産	9,586	その他利益剰余金	272,267
繰延税金資産	5,660	別途積立金	230,971
支払引当金	3,925	繰越利益剰余金	41,296
倒引当金	42,049	自己株式	6,358
	75,415	株主資本合計	584,042
	47,493	その他有価証券評価差額金	1,250
		繰延ヘッジ損益	1,259
		土地再評価差額金	7,548
		評価・換算差額等合計	5,039
		新株予約権	108
		純資産の部合計	589,190
資産の部合計	10,490,582	負債及び純資産の部合計	10,490,582

損益計算書〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		197,328
資金運用収益	151,626	
貸出金利	129,777	
有価証券利息	20,864	
口先	166	
口先	38	
債券借取引受入	4	
預け	375	
その他の受入	399	
信託報酬	2	
役務取引等	31,717	
受入為替	7,523	
その他の役務	24,194	
特定取引	1,144	
商品有価証券	21	
特定金融派生商品	554	
その他の特定取引	568	
その他業務	7,109	
外国為替	1,929	
外国債等	4,760	
金融派生の商品	419	
その他の業務	0	
その他経常	5,726	
株式等	474	
金銭の信託	655	
その他	4,596	
経常費用		137,541
資金調達費用	13,967	
預讓渡性預金	8,186	
口先	301	
口先	118	
債券借取引	29	
借入金	167	
社利スワップ	1,009	
その他の支払	761	
役務取引等	3,247	
支払為替	145	
その他の業務	17,603	
国債等	1,510	
国債等	16,093	
営業経常	799	
倒引当金	731	
貸出金	67	
株式等	82,844	
株式等	22,327	
金銭の信託	3,353	
その他	11,416	
金銭の信託	1,414	
その他	3,653	
金銭の信託	317	
その他	2,170	
経常利益		59,786
特別利益		5,452
償却別債権	5,452	
特別損失		1,053
固定資産処分	520	
減損	304	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	227	
税引前当期純利益		64,185
法人税、住民税及び事業税	18,417	
法人税等調整額	7,642	
法人税等		26,059
当期純利益		38,125

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託については事業年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを

貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 34,572 百万円であります。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(3)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4)ポイント引当金

ポイント引当金は、「ちばぎんリーフポイントプレゼント」におけるリーフポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済リーフポイントを金額に換算した残高等のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

上記（1）（2）以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）

を適用しております。これによる影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,501 百万円
2. 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは 951 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,206 百万円、延滞債権額は 83,851 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 4,180 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 54,269 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 145,507 百万円であります。

なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,808 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	14,997 百万円
有価証券	678,383 百万円
貸出金	99,234 百万円

担保資産に対応する債務

預金	30,397 百万円
売現先勘定	14,998 百万円
債券貸借取引受入担保金	50,776 百万円
借入金	222,810 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 172,182 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 6,598 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,812,236 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,737,358 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が 989,717 百万円あります。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 37,008 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 91,050 百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,343 百万円
 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 33,000 百万円が含まれております。
 14. 社債は、劣後特約付社債であります。
 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 40,800 百万円であります。
 16. 1 株当たりの純資産額 666 円 63 銭
 17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 18. 関係会社に対する金銭債権総額 39,219 百万円
 19. 関係会社に対する金銭債務総額 38,361 百万円
 20. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）12.76%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 639 百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 271 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 140 百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 31 百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 4,434 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 199 百万円 |
| その他の取引に係る費用総額（営業経費） | 2,318 百万円 |
2. 1 株当たり当期純利益金額 42 円 86 銭
 3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 42 円 84 銭

4. 関連当事者との取引に関する事項

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社等	ちばぎん保証 株式会社	所有 直接 45.63%	各種ローンの被 債務保証取引 役員の兼任	ローン債権 に対する被 債務保証	2,580,071	-	-
役員の近親者が議 決権の過半数を有 している会社	株式会 社 渡 辺 冷 食	被所有 直接 0.00%	-	資金の貸付	(平均残高) 429	貸出金	425

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸出金取引については、一般の取引と同様な条件で行っております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」「その他の特定取引資産」中の短期社債、及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	104

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超える もの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	10,521	10,571	49
	うち外国債券	-	-	-
	小計	10,521	10,571	49
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	11,267	11,171	96
	うち外国債券	-	-	-
	小計	11,267	11,171	96
合計		21,789	21,742	47

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	6,501
関連法人等株式	-
合計	6,501

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	74,907	53,556	21,351
	債券	995,807	982,238	13,569
	国債	576,683	570,914	5,769
	地方債	228,067	222,594	5,473
	社債	191,056	188,729	2,326
	その他	98,596	97,362	1,233
	うち外国債券	94,978	93,866	1,111
	小計	1,169,311	1,133,157	36,153
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	53,144	70,104	16,959
	債券	459,321	465,551	6,229
	国債	290,229	295,293	5,063
	地方債	95,182	95,845	663
	社債	73,909	74,412	502
	その他	220,637	235,913	15,275
	うち外国債券	173,338	176,450	3,112
	小計	733,104	771,569	38,465
合 計	1,902,415	1,904,727	2,311	

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種 類	貸借対照表計上額（百万円）
株式	8,146
その他	3,716
合 計	11,862

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,757	474	1,414
債券	284,744	3,898	347
国債	222,795	2,982	347
地方債	55,975	905	-
社債	5,972	9	-
その他	70,251	862	383
うち外国債券	70,251	862	383
合 計	357,753	5,235	2,145

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、3,721百万円（うち株式3,653百万円、社債67百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ 50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ 30%以上 50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	25,355	661

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	374	374	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	26,592	百万円
退職給付引当金	7,573	
有価証券償却	2,165	
その他有価証券評価差額金	1,060	
その他	8,761	
繰延税金資産小計	46,154	
評価性引当額	3,405	
繰延税金資産合計	42,749	
繰延税金負債		
前払年金費用	699	
繰延税金負債合計	699	
繰延税金資産の純額	42,049	百万円

(重要な後発事象)

1. 当行及び当行連結子会社のちばぎん証券株式会社は、ちばぎん証券株式会社を当行の完全子会社とするため、平成23年4月28日開催のそれぞれの取締役会において、当行を完全親会社、ちばぎん証券株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

・株式交換契約の概要

ちばぎん証券株式会社の普通株式 1 株に対して、当行の普通株式 0.50 株を割当て交付いたします。なお、交付する株式は当行が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

本株式交換は、当行においては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより本株式交換契約について株主総会による承認を受けずに、また、ちばぎん証券株式会社においては平成 23 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の決議による承認を受け、平成 23 年 10 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

2. 当行は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成 23 年 4 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

- (1) 取得対象株式の種類 当行普通株式
- (2) 取得する株式の総数 12,000,000 株 (上限)
- (3) 株式の取得価額の総額 6,000 百万円 (上限)
- (4) 取得期間 平成 23 年 5 月 2 日から平成 23 年 6 月 17 日まで

なお、上記取得期間中に自己株式の取得を次のとおり実施し同取締役会決議に基づく取得を終了いたしました。

- (1) 取得対象株式の種類 当行普通株式
- (2) 取得した株式の総数 12,000,000 株
- (3) 株式の取得価額の総額 5,821 百万円

(ご参考)

信託財産残高表
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
現金預け金	215	金銭信託	215
合計	215	合計	215

- (注) 1. 共同信託他社管理財産については、取扱残高はありません。
2. 元本補てん契約のある信託財産については、取扱残高はありません。